

選挙人名簿について

1. 選挙人名簿について

- 選挙人名簿は、有権者を予め的確に把握することにより投票事務を円滑に進め、かつ、有権者でない者の投票や二重投票を防止することを目的として、市町村の選挙管理委員会により作成される。
- 投票手続きにおいても、名簿との対照がなされた上で投票用紙の交付が行われる。

<選挙人名簿の登録・抹消>

登録

- ・ 定時登録： 毎年登録月（3月、6月、9月及び12月）の1日現在により、選挙人名簿に登録される資格（※）を有する者を同日に登録する。
- ・ 選挙時登録： 選挙を行う場合に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める日（公示（告示）日の前日が通例）現在により、選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日に登録する。
- ・ 補正登録： 定時登録又は選挙時登録をした日後、当該登録の際に選挙人名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が選挙人名簿に登録されていないことを知った場合に、その者を直ちに登録する。

※被登録資格

- ① 当該市町村の区域内に住所を有する年齢満18年以上の日本国民で、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き3箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者
- ② 当該市町村の区域内から住所を移した年齢満18年以上の日本国民のうち、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き3箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されていた者であって、登録市町村等の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過しないもの（表示登録）

抹消

選挙人名簿に登録されている者について、次の抹消事由に該当する場合には、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消する。

（抹消事由）

- ・ 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- ・ 転出等の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過したとき。
- ・ 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

2. 選挙人名簿の作成主体について（経緯）

衆議院議員選挙法（明治22年）

- 制定時においては、選挙長が、市町村長（選挙区によっては、郡長又は区長）に、投票区域内における選挙資格の調査を行い、選挙人名簿を作成させることとされていた。
- 明治33年には、市町村長が、その区域内に住所を有する者の選挙資格を調査し、選挙人名簿を調製することとされた。（なお、町村においては、調製した選挙人名簿を郡長に送付し、郡長の調査及び修正を受けることとされた。大正15年には、郡制の廃止に伴い、町村長においても、市長と同様に調製を行うこととなり、郡長における調査及び修正は廃止された。）
- 昭和22年には、調製主体について、市町村長から市町村会議員選挙管理委員会に改められた。

公職選挙法（昭和25年）

- 制定時においては、市町村の選挙管理委員会は、3箇月以上その市町村の区域内に住所を有する者の選挙資格を調査し、選挙人名簿を調製することとされた。
- 昭和41年には、永久選挙人名簿が採用されたほか、昭和44年には、住民基本台帳法の施行に伴い、住民基本台帳に3箇月以上記録されていることが被登録資格の要件とされる等の改正が行われているが、選挙人名簿の作成主体については、引き続き市町村の選挙管理委員会として現在に至っている。